

千葉県報

定例
平成29年9月22日

主要目次

○	道路区域の変更(三件)	一
○	都市計画道路の変更	二
○	土地区画整理組合の定款の変更認可	二
○	選挙管理委員会告示	二
○	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	二
○	公告	三
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	三
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)	四
○	公共測量の実施(三件)	五
○	公共測量の終了	五
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	六
○	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	六
○	都市計画道路の関係図書の縦覧	六
○	特定調達公告	六
○	入札公告(二件)	六

告示

千葉県告示第六百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、平成二十九年九月二十二日から三週間、縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
館山市大石字	前	七・八〇メートルから	五九五・三〇メートル

蒲生下二五一番六地先から大神宮字大坪一八二番一地先まで	後	一五・八〇メートルまで 一〇・八〇メートルから 一九・一〇メートルまで	五九五・八〇メートル
-----------------------------	---	---	------------

千葉県告示第六百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、平成二十九年九月二十二日から三週間、縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐原八日市場線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
香取郡多古町南玉造字大六台四二一番一	前	九・〇六メートルから 一〇・五七メートルまで	二〇八・九一メートル
地先から字花立四三八番四地先まで	後	九・八九メートルから 二五・〇三メートルまで	二〇八・九一メートル

千葉県告示第六百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、平成二十九年九月二十二日から三週間、縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 多古山田線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
館山市大石字	前	七・八〇メートルから	五九五・三〇メートル

香取郡多古町 南玉造字前野	前	六・九三メートルから 二二・六五メートルまで	一三四・九〇メートル
一、六六六番 八地先から 一、六六六番 一四地先まで	後	八・八〇メートルから 三五・六七メートルまで	一三四・九〇メートル

千葉県告示第六百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、成田都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

成田都市計画道路三・三・一九号富里インターチェンジ線

二 都市計画を定める土地の区域

成田市飯仲字大久保台及び並木町字大久保台の各一部の区域

千葉県告示第六百四十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、松戸市秋山土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 組合の名称

松戸市秋山土地区画整理組合

二 事務所所在地

松戸市高塚新田四〇五番地

三 設立認可の年月日

平成元年二月二十八日

四 変更の内容

事務所所在地

変更前 松戸市高塚新田四〇五番地

変更後 松戸市秋山二丁目一番地の三

五 変更認可の年月日

平成二十九年九月二十二日

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

平成二十九年九月二十二日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康 博

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数 一〇四、六九五五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五四、三四二人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

印旛郡選挙区	一二、一三五五人
長生郡選挙区	一七、七三六八人
山武郡選挙区	一三、八四七人
香取郡選挙区	一〇、一八二八人
千葉市中央区選挙区	五六、七五六八人
千葉市花見川区選挙区	四九、六一八八人
千葉市稲毛区選挙区	四三、五九〇八人
千葉市若葉区選挙区	四一、九九五八人
千葉市緑区選挙区	三四、六二〇八人
千葉市美浜区選挙区	三九、七七三三人
銚子市選挙区	一八、二二一人
館山市選挙区	一三、六六〇八人

木更津市選挙区	三七、〇八一人
野田市選挙区	四三、一八三人
茂原市選挙区	二五、八六二人
成田市選挙区	三五、六八六八
佐倉市選挙区	四九、七三二人
東金市選挙区	一六、七二〇人
旭市選挙区	一八、六〇四人
習志野市選挙区	四七、二七六八
柏市選挙区	一一四、四五一人
勝浦市・夷隅郡選挙区	一〇、五五九人
市原市選挙区	七七、八七〇人
流山市選挙区	四九、九五八八
八千代市選挙区	五三、四二四人
我孫子市選挙区	三七、一五三人
鴨川市選挙区	九、六九五八
鎌ヶ谷市選挙区	三〇、七〇九人
君津市選挙区	二四、五四四人
富津市選挙区	一三、三四六八
浦安市選挙区	四五、四一九八
四街道市選挙区	二五、四〇七人
袖ヶ浦市選挙区	一七、二五一人
八街市選挙区	二〇、一四四人
印西市選挙区	二六、四二二人
白井市選挙区	一七、〇七七人
富里市選挙区	一三、七六三人
南房総市・安房郡選挙区	一三、九八八八
匝瑺市選挙区	一〇、六六六八
香取市選挙区	二二、五六五八
山武市選挙区	一五、二六一八
いすみ市選挙区	一一、三三一人
大網白里市選挙区	一四、二二三八
四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十 万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分 の一を乗じて得た数とを合算して得た数	
市川市選挙区	一三三、四〇八八
船橋市選挙区	一五三、四二七八

松戸市選挙区

一三四、八七八八

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模
 小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで
 縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
 すべき事項について意見を有する者は、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二
 十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ベイシア勝浦店

勝浦市新官字長畑一、三九二番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏
 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九〇番地

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九〇番地

3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成三十年五月七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 四、三九五平方メートル

5 駐車場の収容台数
 二二一台

6 駐車場の収容台数
 一三〇台

7 荷さばき施設の面積
 三〇平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

<p>三六立方メートル</p> <p>9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで</p> <p>10 駐車場の自動車の出入口の数</p> <p>11 二か所</p> <p>12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで</p> <p>二 届出年月日 平成二十九年九月六日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び勝浦市観光商工課</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十九年九月二十二日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 三井アウトレットパーク木更津 木更津市金田東三丁目一番地一</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信 東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 アディダスジャパン株式会社 代表取締役 ポール・アンドリュウ・ハーデイス アディダスジャパン株式会社 代表取締役 ポール・アンドリュウ・ハーデイス ティほか 東京都港区六本木一丁目九番一〇号ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p>
<p>アディダスジャパン株式会社 代表取締役 ポール・アンドリュウ・ハーデイス ティほか</p> <p>東京都港区六本木一丁目九番一〇号ほか</p> <p>5 変更年月日 平成二十九年七月十九日ほか</p> <p>二 届出年月日 平成二十九年八月三十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十九年九月二十二日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 モリシア 習志野市谷津一丁目一、三四〇番地一〇</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝</p> <p>5 変更年月日 平成二十九年四月一日</p> <p>二 届出年月日 平成二十九年八月二十九日</p> <p>三 縦覧場所</p>

千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市協働経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク木更津

木更津市金田東三丁目一番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

3 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

十二か所

4 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

九か所

5 変更年月日

平成二十九年九月十九日

二 届出年月日

平成二十九年八月三十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年九月二十二日

測量計画機関 松戸市

千葉県知事 鈴木 栄治

二 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準点測量）

三 作業期間 平成二十九年九月十一日から平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域 松戸市大橋、紙敷、二十世紀が丘山町、二十世紀が丘梨元町、二十世紀が丘美野里町及び和名ヶ谷

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局千葉県国道事務所

二 作業種類 公共測量（基準点測量）

三 作業期間 平成二十九年九月一日から十一月十五日まで

四 作業地域 佐倉市馬渡並びに四街道市中台及び成山

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 夷隅郡御宿町

二 作業種類 公共測量（修正測量 地図情報レベル二千五百）

三 作業期間 平成二十九年八月二日から平成三十年一月三十一日まで

四 作業地域 夷隅郡御宿町全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年八月十八日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 柏市柏インター西土地区画整理組合設立準備会

二 作業種類 公共測量（二級基準点設置測量）

三 作業期間 平成二十九年七月二十五日から八月十八日まで

四 作業地域 柏市大青田及び十余二

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十九年九月二十二日成田市の変更に係る成田都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において適用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十九年九月二十二日成田市の変更に係る成田都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において適用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十九年千葉県告示第六百四十四号（都市計画道路の変更）に係る成田都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において適用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、MTCOに基づく政府調達に関する規定の適用を受けるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 29 年 9 月 22 日

千葉県知事 鈴木 栄治

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 超高速液体クロマトグラフ 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 平成 30 年 3 月 20 日
- (4) 履行場所 千葉県衛生研究所液体クロマト室

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品において A の等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 千葉県総務部管財課調達指導班 電話 043（223）2097

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 平成 29 年 9 月 22 日から 10 月 23 日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成 29 年 11 月 7 日午後 5 時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成 29 年 11 月 7 日午後 5 時

(5) 開札の日時及び場所 平成 29 年 11 月 8 日午前 9 時 30 分 千葉県庁中庁舎 6 階 管財課入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

<p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p>	<p>Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2097</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>平成29年9月22日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成29年10月23日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p>	<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 高速液体クロマトグラフィー四重極型質量分析計 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期限 平成30年3月20日</p> <p>(4) 履行場所 千葉県衛生研究所2階HPLC室</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
<p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成29年10月23日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p>	<p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p>
<p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。</p>
<p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Ultra high performance liquid chromatograph, lset</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 7 November, 2017</p> <p>(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs</p>	<p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課調達指導班 電話043(223)2097</p> <p>(2) 電子入札システムのURL https://www.chiba-ep-</p>

<p>bis.supercal.s.jp/portalsPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 平成29年9月22日から10月23日まで(千葉県の日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成29年11月7日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成29年11月7日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成29年11月8日午前10時30分 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成29年10月23日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成29年10月23日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p>	<p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Liquid chromatograph tandem quadrupole mass spectrometer, lset</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 7 November, 2017</p> <p>(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2097</p>
---	---

発行者 千葉市中央区市場町一丁目一〇〇番(栄森を知らぬ。)

定期購読申込先 〇四三(一一三三) 一一一五二

一部売り申込先 〇四三(一一三三) 一一六五八